

遠野市公式ソーシャルメディア利用規約

遠野市ソーシャルメディアの運用に関する要綱に基づき、遠野市公式ソーシャルメディア(以下「公式ソーシャルメディア」という。)の利用規約を次のとおり定めます。

この利用規約は、公式ソーシャルメディアを利用するすべての方(以下「利用者」という。)に適用されます。内容を確認し、同意いただいたうえでご利用ください。

1 基本情報

- (1) 運用主体 遠野市
- (2) 運用時間 平日午前8時30分から午後5時15分までとします。
但し、必要に応じて運用時間以外に配信を行う場合があります。
- (3) 運用責任者 総務企画部情報推進課長(行政情報の発信手段に関すること。)
総務企画部経営企画課長(広報広聴の総合調整に関すること。)

2 運用する公式ソーシャルメディアのアカウント及びID

- (1) LINE
アカウント名 遠野市
ID @tonocity
- (2) Twitter
アカウント名 遠野市
ID @tono_city

3 運用方法

公式ソーシャルメディアの運用方法は、次に掲げる各号のとおりです。

- (1) 配信する情報
 - ア 市ホームページ掲載情報
 - イ 防災、緊急情報
 - ウ その他、市に関連する市民に周知すべき情報(共催、後援事業等)
 - エ 政府機関、地方公共団体等が配信する関連情報に対するコメント等
 - オ 前各号に掲げるもののほか、市長が市民にとって有益であると判断した情報
- (2) コメント等に対する返信
市が配信した内容に対する公式ソーシャルメディアの利用者(以下「利用者」という。)からのコメント等については、原則として返信しません。
- (3) 利用者へのコメント等
利用者へのコメント等は原則行いません。但し、政府機関、地方公共団体等が配信する関連情報については、運用主体の判断にてコメント等を行う場合があります。

4 配信内容の修正・削除

公式ソーシャルメディアの掲載内容を修正・削除する場合は、公式ソーシャルメディア内で報告します。字句等の軽微な修正については、報告しません。

5 配信する情報の制限

公式ソーシャルメディアへのコメント等については、遠野市ソーシャルメディアの運用に関する要綱に基づき、制限する場合があります。

6 個人情報の取り扱い

公式ソーシャルメディアに掲載する個人情報については、遠野市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

7 知的財産権

- (1) 公式ソーシャルメディアに掲載する情報(文章、写真、イラストなど)に関する知

的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は本市または本市以外の原作者等に帰属します。

(2) 公式ソーシャルメディアの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用してはいけません。但し、ソーシャルメディアでの共有やリツートの機能を使用する場合は除きます。

8 免責事項

(1) 事業の中止や変更など、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。

(2) 公式ソーシャルメディアの利用にあたって発生した直接的、間接的な損失やトラブル等について市は一切責任を負いません。

(3) 公式ソーシャルメディアの一般的な利用方法など技術的なご質問等について、市は一切回答しません。

9 問い合わせ先

遠野市総務企画部情報推進課、総務企画部経営企画課

電話：0198-62-2111

附 則

この利用規約は令和4年3月1日から施行します。

附 則

この利用規約は令和4年4月1日から施行します。